

2012税理士講座

簿財横断マスター講座
計算テキスト
無料体験用冊子

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 000821 120093

HU12009

簿財横断 計算テキスト 1 目 次

項 目	ページ数
簿財横断学習を始めるにあたって	1
第 1 章 簿記論と財務諸表論の同時学習	7
1 簿記論と財務諸表論の共通点・相違点	8
2 使用科目と財務諸表の形式	14
3 同時学習の効果と本テキストの特長	18
4 財務諸表論の特徴	20
第 2 章 会社計算規則による計算書類	23
1 貸借対照表及び損益計算書の様式	24
2 個別注記表	28
3 重要項目の表示	36
4 流動・固定の分類基準	43
5 経過勘定項目	45
第 3 章 簿記一巡の取引	49
1 簿記一巡の流れ	50
2 帳簿組織の概要	66
3 単一仕訳帳制度	73
第 4 章 現金・預金	75
1 現金の処理	76
2 預金の処理	85
第 5 章 債権・債務	97
1 手形の処理	98
2 手形以外の債権・債務の処理	114
3 債権・債務の表示	123
4 破産更生債権等	129
5 関係会社に対する金銭債権・債務	130
6 貸借対照表に関する注記	136

項 目	ページ数
第6章 債権の評価と貸倒引当金	141
1 金銭債権の貸借対照表価額	142
2 貸倒引当金の処理と計算	143
3 貸倒引当金等の表示と注記	151
第7章 有価証券 I	159
1 有価証券の範囲・分類	160
2 有価証券の取得・売却等	161
3 有価証券の評価・表示	167
4 注記事項	186
第8章 税 金	187
1 法人税、住民税及び事業税	188
2 消費税等	195
3 その他の租税等（租税公課）	201
第9章 売上高と売上原価	203
1 売上高と売上原価	204
第10章 棚卸資産の評価	211
1 棚卸資産	212
2 売上原価の計算（払出原価の計算）	213
3 商品の評価	219
4 表示と注記	225
5 売価還元法	232
第11章 有形固定資産 I	241
1 種類・取得原価	242
2 減価償却	249
3 減価償却に係る特殊な計算	255
4 売却・除却・買換	266
5 遊休・未稼働固定資産、投資不動産等	275
6 表 示	280
7 注 記	284
巻末資料 割引現在価値等	285

ぼざいおうだん 簿財横断学習を始めるにあたって

2012年度向け税理士講座が開講しました。学習が長期間にわたるうえ、レベルの高い学習をしていくだけに、幾多の困難があるかも知れません。しかし、努力を続けていけば、いずれ必ず合格できるのが税理士試験です。本講座の制作担当者、講師、その他のスタッフも全力で応援しますので、合格に向けて頑張りましょう。

ここでは今後の学習に際して、いくつかのお願いをしておきます。

1. 受講（講義視聴）は一定のペースで継続する。

講義の欠席などによる受講ペースの乱れは、学習進度の遅れにつながり、それが蓄積すれば、学習計画の見直しを余儀なくされ、効率的な学習の妨げとなります。やむを得ず講義を欠席した場合などは、そのつど速やかに（1週間以内に）フォローし、以降への影響を最低限に抑えるようにしましょう。

2. 復習は定期的に行い学習効果を高める。

受講に際して、予習は原則として必要ありません（予習をするにしても、予めテキストを一読しておく程度で十分）。税理士の受験学習では、予習より復習の重要性が圧倒的に高く、一般的な（個人差はありますが）復習の要領は次のとおりです。

復習1回目 受講後、講義時間の1～2倍の所要時間を目安に復習

復習2回目 約1～2週間後、講義時間と同じ所要時間を目安に再度復習

復習3回目 さらに2カ月ほど経過した時点で、忘れていたところを再確認

一度インプットした（覚えた）知識は、『忘れる ⇒ 思い出す』という過程を何度か経て、ようやく定着します。よって、復習の回数は上記の3回にとどまらず、それ以降も忘れたところを見計らって定期的に復習することが学習効果を高めます。

また、復習はアウトプット（問題練習）に重点をおきましょう。特に計算問題ではテクニックとスピードが必要ですから、スポーツの場合と同様に、実戦的なトレーニング（問題集の反復練習）を行いましょう。

3. 質問は自問自答の確認が理想的。

じっくり考えず思いついたまま漠然と質問しても、納得したつもりで終わってしまい、真の理解は得られません。質問の内容を整理して焦点を明確にし、それに対して自分なりの答えを用意する作業（自問自答）が思考力を高め、かつ、その正否を実際に質問して確認することで、正確に深く理解することができます。とはいえ、これは理想の話で、実際は疑問点について考察するのはそう容易ではないので、まずは「何が解らないのか」を整理して質問するよう心掛けましょう。

4. テクニックと理解のバランスを意識する。

例年、受講生の方にわりとよく見受けられるタイプとして、テクニックに気を取られすぎて理解が疎かになるタイプと、理解できないままでは覚えられない（先へ進めない）タイプの2通り

があるようです。前者の場合は、ひたすらパターンを覚えこんで解こうとするので、段階的に理解しながら進んでいくような学習項目などで躓きやすく、応用力も不足しがちです。また、後者の場合は、少しでも納得できないとそこで立ち止まってしまい、徐々に学習ペースが遅れてしまうこととなります（習うより慣れろで、とりあえず覚えて先へ進むことも必要）。いずれも、途中で大きなスランプに陥る原因となりかねない特徴なので、できるだけ早い段階から自分のタイプを見極め、あるいはどちらのタイプの傾向が強いかを認識し、テクニックと理解のバランスをとるように意識しましょう。

5. 苦手項目は基本に戻る。

学習が進む中で、苦手項目ができてしまうこともあるでしょう。特定項目への苦手意識は、問題がうまく解けなかったり、よく理解ができないなどの状況からくる不安の表れといえます（ちなみに、覚えるべきことを覚えていないのは、覚えればいいわけで、苦手とはいいません）。

そこで大切なのは、焦らず「基本に戻る」ことです。テキストなどを隅々まで読んでいない方は意外と多いもので、改めて説明を始めから見直していけば、見落としに気付いたり、何が解らないのかがはっきりするかもしれません（そうならば質問もスムーズ）。改めて基本例題から見直すことにより、出題パターンや資料の読み方が再び整理され、解法がしっかり定着するかもしれません。いずれにせよ、苦手意識を感じたら基本に戻り、焦らずゆっくり克服しましょう。

6. 合格への想いを忘れない。

本試験では、わずか1点の差が合否を左右することもあり、それは合格への想いの差といわれることもあります。当初抱いた合格に対する強い想いを忘れないでください。

LEC税理士講座スタッフ一同、全力で応援します。頑張りましょう！

講義の受講・ビデオ視聴に必要なもの

- ① テキスト（該当講義で使用するもの）
- ② 個別問題集（講義の中で、必要に応じて使用）
- ③ 筆記用具（鉛筆またはシャープペン、必要に応じてラインマーカー（蛍光ペン）など。なお、黒または青のペンまたはボールペンは必携。）
- ④ 電卓（12桁以上で、葉書の大きさ程度以上の大きさのもの）
- ⑤ ノート（講義中に板書を写したり、計算の下書きをしたりするためのもの）

月例試験・答案練習の注意点

税理士試験での答案作成はペン書きが要求されます。したがって、税理士講座で実施する試験・演習では、本試験と同様にすべての答案をペン書きで作成することになります。少しでも早くペン書きに慣れるよう日頃から心掛けて下さい。

（注）税理士講座では、鉛筆書きの答案提出は一切受け付けません。

第62回（2012年） 税理士試験日程等

(注) 下記のスケジュールは、例年ほぼ同じ時期です。

確定した日程等は、当局より公表され次第、お知らせします。

願書配布：4月下旬～5月下旬

受験申込：5月中旬～5月下旬

試験日：7月下旬または8月上旬（第61回は2010年8月2日～4日）

開始時刻：例年、簿記論は初日の午前9時から、財務諸表論は初日の12時30分から実施されている。

試験時間：各科目2時間

受験資格：重要ですので、早めに確認をしてください。

(受験資格に関する照会は、最寄りの国税局または国税庁内の国税審議会へどうぞ。)

- * 受験の申込み手続は、受験者本人による個人申込みのみです（団体申込みはありません）。
- * 税理士試験に関する受験案内、Q&Aなどは、インターネット上の国税庁のホームページ内に掲載されています。国税庁のホームページ内（税理士試験情報のページ）には、受験資格に関する説明や過去の税理士試験の試験結果（受験者数、合格率など）、過去の出題に関する講評等も掲載されています。各自でご覧ください。

《電卓について》

電卓といえば、最近では、量販店などにいろいろな機種が置かれています。

関数まで使用可能な「関数電卓」なども販売されていますが、本試験では、シンプルな機能を持った電卓しか使用が認められません。

また、大きすぎる電卓も本試験では使用が認められません（26cm×18cm以下のもの）。

そこで、本試験で使用が認められる「キー」としては、次のものが限度であると考えておいてください（電卓に付いていて当たり前のキーは省略します。）

%、**√**、**税込**、**税抜**、などは使用できますし、使いこなせると非常に便利です。

また、メモリーキー（**M+** など）も非常に便利です。

なお、電卓とは直接関係ありませんが、簿記論と財務諸表論の計算では、一次方程式を使用した計算をすることがあります（心得ておいてください。）。

重 要

ペン書きの答案訂正方法

本試験の答案作成には、黒または青のボールペンまたは万年筆の使用のみが認められており、訂正については、修正液・修正テープの使用は不可となっています。

そこで、下記に代表的な訂正方法を示しているのので、丁寧な答案作成を心掛けて下さい。

1. 数値の訂正（数値全体を二重線で訂正する）

訂 正 前		訂 正 後
200,000	→	200,000 200,800

2. 語句の訂正（該当文字のみを二重線で訂正する）

訂 正 前		訂 正 後
原価償却費	→	原 価償却費

3. 答案用紙の枠内の訂正

訂 正 前		訂 正 後
2,000	→	余白がある場合 2,000 2,500
	↘	余白がない場合 2,000 2,700 2,500

矢印でどこの訂正かが分かるようにする

* ただし、枠外に書いたものは採点されない可能性がある（枠外は極力避ける。）。

4. 直線の取り消し













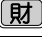

訂 正 前		訂 正 後
—————	→	×—————×

教材で便宜上使用している略語・略号・記号

計規	：	会社計算規則
財規	：	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
F/S	：	財務諸表
B/S	：	貸借対照表
P/L	：	損益計算書
S/S	：	株主資本等変動計算書
C/S	：	キャッシュ・フロー計算書（CF：キャッシュ・フロー）
C/R	：	製造原価報告書
W/S	：	精算表
T/B	：	試算表（期首T/B、前T/B、後T/B、合計T/B、残高T/B）
a/c	：	勘定
√	：	チェック・マーク
CR	：	決算時の直物為替レート
HR	：	取得時または発生時の直物為替レート
AR	：	期中平均為替レート
FR	：	予約為替レートまたは先物為替レート
SR	：	直物為替レート
@	：	単価（一単位あたりの～）
≒	：	近似値（端数処理後の金額など）
∴	：	ゆえに
n	：	年数
r	：	利率
PV	：	現在価値

（注）試験の答案作成（理論の記述など）には、略語・略号を使用してはいけません。

本テキストで使用しているアイコン(目印記号)

アイコン	内 容 (重要性は受験学習上の観点から判断される)
 重要ポイント	必ず押さえるべき重要なポイント
 ワンポイント	ちょっとしたポイント、+α情報、レベルアップ的・局所的ポイント
 注意!	重要な注意点
 アドバイス	ちょっとした注意点、留意点
 参考	理解をより深めるための補足・関連事項
 研究	理解をより深めるための補足・関連事項(難しい 又は 重要性低め)
 参考	理論的側面からの補足・関連事項
 用語解説	新出の用語などの解説
	簿財共通項目 ※ 一方の表示のないもの   簿記論向けの項目・固有の項目   財務諸表論向けの項目・固有の項目
	各科目ごとの重要度・優先度 ※ A:高、B:中、C:低、表示なし:—

(注) 学習上の重要度などは、本試験の傾向や会計基準の新設・改廃など様々な要素により判断されるものであり、流動的なものです。必ずしも上記説明に合致しない場合が生じるかもしれませんが、その場合はご了承ください。

第 1 章 簿記論と財務諸表論の同時学習

【この章で学ぶこと】

- 1 - 1 簿記論と財務諸表論の共通点・相違点
- 1 - 2 使用科目と財務諸表の形式
- 1 - 3 同時学習の効果と本テキストの特長
- 1 - 4 財務諸表論の特徴

1 - 1 簿記論と財務諸表論の共通点・相違点

1 簿記論と財務諸表論

税理士試験を管轄する国税審議会から交付されている税理士試験受験案内（平成23年度版）によれば、会計学に属する2科目（簿記論と財務諸表論）の出題範囲は以下のとおりである。

会 計 学	
簿 記 論	財 務 諸 表 論
複式簿記の原理、その記帳・計算及び帳簿組織、商業簿記のほか工業簿記を含む。ただし、原価計算を除く。	会計原理、企業会計原則、企業会計の諸基準、会社法中計算等に関する規定、会社計算規則（ただし、特定の事業を行う会社についての特例を除く。）、財務諸表等の用語・様式及び作成方法に関する規則、連結財務諸表の用語・様式及び作成方法に関する規則

簿記論とは、簿記の原理、記帳、計算等を学習する科目である。

すなわち、企業で行われる様々な取引をどのように計算し、どのように仕訳し、どのように集計するのかを学習する。

簿記論で学習する計算及び仕訳としては、会計基準等に示されているものだけではなく、商品売買の各種処理方法など専門書等に記載されているものもその対象とする必要がある。

ただし、簿記論の試験で直接問われるのは理論や背景などではない。あくまでも仕訳や計算結果が問われるのである。したがって、理論や背景は、仕訳や計算を理解したり覚えたりするための手助けとなるものである。

財務諸表論（今後は「^{ざいひょう}財表」と略することが多い。）とは、会計原理、会計原則、会計基準等の理論を学習するほか、会計規則に基づいた財務諸表の作成に係る計算を学習する科目である。

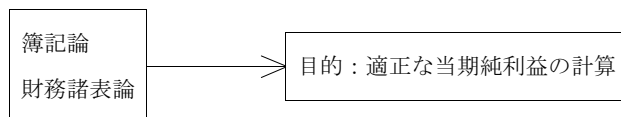
したがって、財務諸表論では、企業会計に関する理論と財務諸表の作成に関する計算の両面を学習することになる。

なお、試験で問われる理論は、長文による自説の主張・展開などではなく、会計の原理・原則・基準等に関する基礎理論・応用理論であり、最近の理論問題の出題傾向としては、文章の穴埋めや数行程度の記述を要求する問題が多くなっている。

2 共通点・相違点

1. 簿記論と財務諸表論は、共通の目的を持った科目である。

それは、簡単に言えば、適正な当期純利益を算出することである。



適正な当期純利益を計算・表示するための理論、ルール、計算方法等を学習するのが会計学である。

また、計算に関する学習について言えば、現金預金、有価証券、本支店会計など、学習するテーマや項目も、両方の科目に共通するものが非常に多い。テーマや項目自体が簿記論固有のものもあれば、財務諸表論固有のものもあるが、その数はそれほど多くはない。

2. 簿記論と財務諸表論とで最も大きな違いは、理論学習の比重である。

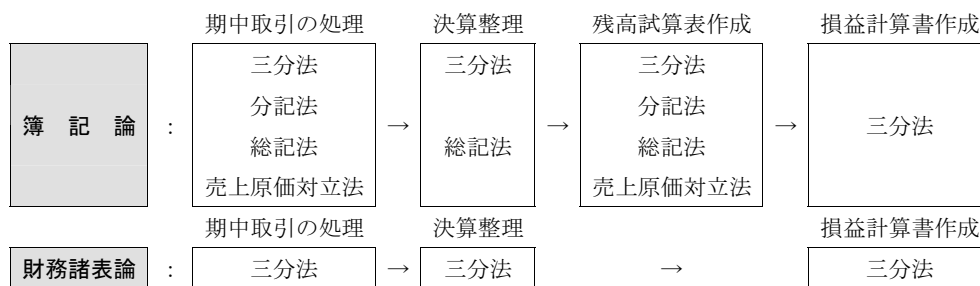
簿記論においては、計算や仕訳を理解するために理論があり、財務諸表論においては、理論そのものが試験で直接問われるのである。

3. 簿記論と財務諸表論の両者における計算学習にもかなりの違いがある。

しかし、その違いが学習初心者には分かりづらいようである。

そこで、一例を挙げて、どのような学習範囲の違いがあるのかを比較してみよう。

学習項目「一般商品売買」における学習範囲の大まかな比較



(損益計算書の表示形式に最も近いのが三分法である。)

簿記論の計算学習では、財務諸表の作成と直接的には結びつかないものも含めて、様々な帳簿上の処理方法を学習する。しかし、財務諸表論の計算学習は、そのほとんどが財務諸表の作成に直接結びつく処理方法のみであり、したがって、決算時の処理に係る学習が中心となる。

3 計算問題の形式

計算問題を比較した場合、簿記論と財務諸表論とでは、かなり大きな違いがある。

簡単に言うと、簿記論には多種多様な形式の問題があるのに対し、財務諸表論の形式はほぼ一定のパターンである。

簿記論の計算問題の形式の主なもの

簿記論では、様々な形式の問題が出題される。資料の与え方にも様々なものがあり、作成を要求されるものにも様々なものがある。また、出題の形式にも様々な工夫が凝らされている。

計算問題の種類が非常に多いのである。

資 料	作成するもの
① 期中取引 →	→ ① 勘定記入
② 期中取引＋決算整理 →	→ ② 試算表作成
③ 決算整理 →	→ ③ 損益勘定・残高勘定作成
	→ ④ 精算表作成
	→ ⑤ 財務諸表作成
そ の 他	
④ 特殊仕訳帳・伝票	
⑤ 逆進問題	
⑥ 推定問題	

財務諸表論の計算問題の形式の主なもの

財務諸表論では、計算問題のほとんどが、決算に係る財務諸表を作成するものである。

資 料	作成するもの
決算整理 →	→ 財務諸表作成

なお、財務諸表論の学習に当たって、単純に決算時の処理だけを学習すればよいかと言えばそうではない。期中取引の処理が理解できてこそ、必要な決算整理が理解できるようになるものである。

このように、財務諸表論を意識すれば、常に計算をB/SやP/Lに結び付けて考えることになる。しかし、簿記論を意識すれば、いろいろなパターンに柔軟に対応できる計算力が必要となる。

4 計算の学習項目

簿記論と財務諸表論とで、計算の主な学習項目をまとめておこう（細かい項目は省いてある）。
ほとんどが共通項目であり、固有の項目は少ないことが分かる。

主な学習項目	簿記論	財務諸表論
簿記一巡の手続	○	
現金預金	○	○
債権債務・貸倒れ	○	○
有価証券	○	○
棚卸資産	○	○
一般商品売買	○	○
特殊商品売買	○	○
有形固定資産	○	○
リース取引	○	○
固定資産の減損	○	○
資産除去債務	○	○
無形固定資産	○	○
研究開発費・ソフトウェア	○	○
繰延資産	○	○
引当金	○	○
退職給付会計	○	○
社債・新株予約権付社債	○	○
純資産会計	○	○
ストック・オプション	○	○
株主資本等変動計算書	○	○
外貨換算会計	○	○
税効果会計	○	○
本支店会計	○	○
製造業会計	○	○
本社工場会計	○	○
建設業会計	○	○
デリバティブ取引	○	○
企業結合会計	○	○
キャッシュ・フロー計算書	○	○
連結会計	○	○
帳簿組織（特殊仕訳帳等）	○	
伝票会計	○	
取引の推定	○	
会社計算規則		○
財務諸表等規則		○
分配可能額		○
注記		○

5 本試験の出題概要

1. 出題形式と時間配分

本試験の問題は、簿記論、財務諸表論ともに3問形式である。簿記論は、3問すべてが計算問題であるが、財務諸表論は、2問の理論問題と1問の計算問題で構成されている。

簿記論		財務諸表論	
問題 (配点)	内容 (時間配分)	問題 (配点)	内容 (時間配分)
第一問 (25点)	計算 (30分)	第一問 (25点)	理論 (40~45分)
第二問 (25点)	計算 (30分)	第二問 (25点)	
第三問 (50点)	計算 (60分)	第三問 (50点)	計算 (75~80分)

2. 近年の特徴

(1) 簿記論

第一問と第二問は大学教授による出題、第三問は実務家（税理士・公認会計士）による出題である。制限時間2時間に対して3時間分の分量が出題されていると言われている。

第一問	略式の貸借対照表と損益計算書の作成、残高勘定と損益勘定の作成など、それほど分量の多くない集計問題が典型的な問題である。
第二問	有価証券、商品売買、固定資産など、ある一つの内容に絞り込んだ個別問題が3~5問程度出題される。
第三問	略式財務諸表、決算整理後残高試算表を作成する総合問題が主に出题される。資料は、実務的要素が加えられたものであり、問題の分量は非常に多い。

(2) 財務諸表論

第一問と第二問は大学教授による理論の出題、第三問は実務家（税理士・公認会計士）による計算の出題である。第三問を解くだけで2時間弱はかかると言われている。

第一問	文章中の語句の穴埋めや3行程度の記述問題が中心である。内容としては、伝統的な会計理論と新会計基準に係る理論が出题されている。
第二問	
第三問	主として会社法に準拠した貸借対照表と損益計算書の作成問題である。構造的には、商業または製造業で実務的内容が織り込まれる。

※ 両科目とも、実際の合格点は決して高くはない。

6 関連法規等

会計処理や財務諸表の表示に関して定めている会計基準等は多数あるが、簿記論と財務諸表論のそれぞれに関連する主なものを挙げると次のとおりである。

簿 記 論	財 務 諸 表 論
(1) 企業会計原則	(1) 企業会計原則
(2) 企業会計原則注解	(2) 企業会計原則注解
(3) 外貨建取引等会計処理基準	(3) 外貨建取引等会計処理基準
(4) リース取引に関する会計基準	(4) リース取引に関する会計基準
(5) 研究開発費等に係る会計基準	(5) 研究開発費等に係る会計基準
(6) 退職給付に係る会計基準	(6) 退職給付に係る会計基準
(7) 税効果会計に係る会計基準	(7) 税効果会計に係る会計基準
(8) 金融商品に関する会計基準	(8) 金融商品に関する会計基準
(9) 固定資産の減損に係る会計基準	(9) 固定資産の減損に係る会計基準
(10) 自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準	(10) 自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準
(11) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準	(11) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準
(12) 株主資本等変動計算書に関する会計基準	(12) 株主資本等変動計算書に関する会計基準
(13) 事業分離等に関する会計基準	(13) 事業分離等に関する会計基準
(14) ストック・オプション等に関する会計基準	(14) ストック・オプション等に関する会計基準
(15) 棚卸資産の評価に関する会計基準	(15) 棚卸資産の評価に関する会計基準
(16) 工事契約に関する会計基準	(16) 工事契約に関する会計基準
(17) 資産除去債務に関する会計基準	(17) 資産除去債務に関する会計基準
(18) 企業結合に関する会計基準	(18) 企業結合に関する会計基準
(19) 連結財務諸表に関する会計基準	(19) 連結財務諸表に関する会計基準
(20) 連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準	(20) 連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準
(21) 会社法	(21) 1株当たり当期純利益に関する会計基準
(22) 会社計算規則	(22) 四半期財務諸表に関する会計基準
(23) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（財務諸表等規則）	(23) 企業会計原則と関係諸法例との調整に関する連続意見書 第三 有形固定資産の減価償却について 第四 棚卸資産の評価について 第五 繰延資産について
(24) 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）	(24) 会社法
(25) 包括利益の表示に関する会計基準	(25) 会社法施行規則
(26) 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準	(26) 会社計算規則 (27) 電子公告規則 (28) 財務諸表等規則 (29) 財務諸表等規則ガイドライン
	(30) 討議資料 財務会計の概念フレームワーク (31) 包括利益の表示に関する会計基準 (32) 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

計算の学習では、上記を根拠とした計算や仕訳及び表示を学習し、理論の学習では、上記の意義や考え方などを学習する。

1-2 使用科目と財務諸表の形式

1 簿記論と財務諸表論における科目の違い

簿記論で使用する科目は、仕訳で使用する科目であり、「勘定科目」と呼ばれる。また、「帳簿上の科目」などと呼ばれることがある。

これに対し、財務諸表論で使用する科目は、財務諸表に記載される科目であり、「表示科目」と呼ばれることがある。

両者の科目は、大部分が共通しており、異なるのは若干である。

簿記論と財務諸表論とで異なる科目の代表例を示しておこう。

簿記論で使用する科目	財務諸表論で使用する科目
<p>簿記論で使用する科目は、企業の総勘定元帳に設けられる科目である。</p> <p>その中には、実務において長年広く使用され、歴史的に定まった科目もあれば、会計基準等で新たに定められた科目もある。</p> <p>試験において、解答に必要な科目は資料に与えられた試算表等に記載された科目の中から選ぶことになる。あるいは、答案用紙には必要な科目があらかじめ印刷されていることも多い。</p>	<p>財務諸表論で使用する科目は、貸借対照表・損益計算書に記載される科目である。</p> <p>ほとんどの場合、会計規則（財務諸表等規則・会社計算規則）で定められたものを使用する。</p> <p>試験において、大半の科目は答案用紙に印刷済みであるが、自分で追加記入する科目もある。</p>
現金	現金及び預金
当座預金	
借入金	短期借入金
	長期借入金
前払保険料	前払費用
未払利息	未払費用

簿記論と財務諸表論における仕訳の違い

取引例：売掛金10,000円を現金で受け取った。

簿記論での仕訳： (借) 現金 10,000 (貸) 売掛金 10,000

財務諸表論での仕訳： (借) 現金及び預金 10,000 (貸) 売掛金 10,000

簿記論の場合、試験等で仕訳に用いる科目は、実際上は、資料に与えられる試算表等に記載されたものと同一のものを使用して解答しなければならない。その場合、簿記論の問題であっても、試算表に例えば「現金預金」という科目が記載されていれば、「現金」ではなく「現金預金」として解答することになる。つまり、試算表に記載された科目が現金なら「現金」として解答し、現金預金なら「現金預金」として解答するなど、使用する科目には資料次第で臨機応変に対処する必要がある。なお、試算表のない問題や科目の指示のない問題で仕訳を答えるときには、原則的な勘定科目で解答すればよい。

財務諸表論の場合、現金と当座預金のそれぞれを学習する初期の段階では、現金と当座預金を区別して仕訳を示すこともあるが、それはあくまでも帳簿上の処理であり、解答として貸借対照表に記載する段階では、「現金及び預金」にまとめることとなる。したがって、解答にあたっては、ほぼ一律の科目を使用することになる。

財務諸表論の試験問題の解説に示される仕訳は、解答に結びつきやすいように、いわゆる「表示科目」を使用した仕訳が示されることとなる。

結局、財務諸表論で解答に使用する科目（財務諸表に記載する科目）は、会計規則等で定められたものでなければならず、いつでもほとんど同じ科目を使用して解答する。

それに対して簿記論で解答に使用する科目は、問題の指示次第であり、帳簿上の科目であったり、表示科目であったり、あるいは両者が混在している場合もあり、いずれにしても指示された科目を使用して解答することが多い。

2 作成する財務諸表の形式の違い

簿記論と財務諸表論とで、同じような財務諸表（貸借対照表と損益計算書）を作成する問題であっても、それぞれに要求される厳密さの度合いが大きく異なる。

財務諸表論では、通常は会社計算規則に基づいて、より厳密な表示科目や表示区分によって作成しなければならない。

しかし、簿記論で作成する財務諸表は、表示区分が全くないものや帳簿上の勘定科目をほとんどそのまま使用したものなど、いわゆる「略式」で作成するものが多い。

1. 損益計算書の解答形式の具体例

簿記論では、区分のない勘定式の損益計算書を作成することが多い。

損 益 計 算 書		(単位：千円)	
期首商品棚卸高	×××	売上高	×××
当期商品仕入高	×××	期末商品棚卸高	×××
販売費	×××	受取配当金	×××
一般管理費	×××	:	:
支払利息	×××		
:	:		
法人税等	×××		
当期純利益	×××		
	×××		×××

財務諸表論では、会社計算規則等に準拠した様式で作成しなければならない。

損 益 計 算 書		(単位：千円)	
自 平成×1年4月1日			
至 平成×2年3月31日			
科 目	金 額		
I 売上高			×××
II 売上原価			×××
売上総利益			×××
III 販売費及び一般管理費			×××
営業利益			×××
IV 営業外収益			×××
:	×××		×××
V 営業外費用			×××
:	×××		×××
経常利益			×××
VI 特別利益			×××
:	×××		×××
VII 特別損失			×××
:	×××		×××
税引前当期純利益			×××
法人税、住民税及び事業税			×××
法人税等調整額			×××
当期純利益			×××

2. 貸借対照表の解答形式の具体例

簿記論では、区分のない貸借対照表を作成することが多い。

現金預金	×××	支払手形	×××
受取手形	×××	貸倒引当金	×××
有価証券	×××	減価償却累計額	×××
商	×××	資本金	×××
建	×××	資本準備金	×××
備	×××	利益準備金	×××
車	×××	別途積立金	×××
土	×××	繰越利益剰余金	×××
	×××		×××

財務諸表論では、会社計算規則等に準拠した様式で作成しなければならない。

〔資産の部〕		〔負債の部〕	
I 流動資産	(×××	I 流動負債	(×××
現金及び預金	×××	支払手形	×××
売掛金	×××	：	：
：	：	II 固定負債	(×××
II 固定資産	(×××	：	：
(1) 有形固定資産	(×××	負債合計	×××
建物	×××	〔純資産の部〕	
：	：	I 株主資本	(×××
(2) 無形固定資産	(×××	1 資本金	×××
のれん	×××	2 資本剰余金	(×××
：	：	：	：
(3) 投資その他の資産	(×××	3 利益剰余金	(×××
投資有価証券	×××	：	：
：	：	4 自己株式	△×××
III 繰延資産	(×××	：	
：	：	純資産合計	×××
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

1-3 同時学習の効果と本テキストの特長

1 同時学習の効果

簿記論と財務諸表論に共通する点と相違する点などをここまで説明してきたが、両者を同時に学習することで、同じ項目に対しての講義時間が節約できるであろうことは誰しも想像できる。

それよりも、簿記論用の教材と財務諸表論用の教材を別々にそろえて学習することに比べ、同時学習用に作成されたひとつの教材を使用して学習することに最大の効果がある。

つまり、ひとつの設例から簿記論と財務諸表論の両方に対応できる学習を行うことができれば、別々の設例で学習するよりも効率がアップするのは、誰にとっても明らかなことである。

しかし、そういう教材を作成するのは、容易ではない。

その困難を乗り越えたのが本書である。

2 簿財横断テキストの特長

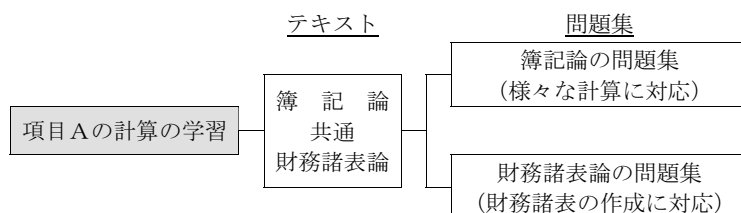
簿記と財表に共通のテーマや項目では、説明を一本化し、例題は、簿記の例題と財表の例題を別々に用意するのではなく、一部を除き両方に対応できる例題となるように工夫している。

ただし、簿記と財表で共通化した学習ができるのは、各テーマや項目の入り口の部分だけ、あるいは途中までであることも少なくない。その点をしっかりと意識しておく必要がある。

例えば、商品売買の三分法を学習するに当たり、その意義や基本的な仕訳・計算等は簿記と財表で共通であっても、試験での問われ方は大きく異なる。

商品売買の結果が決算整理後の残高試算表でどうなるか、損益計算書上でどうなるか、簿記論では両方が問われる可能性があるが、財務諸表論では後者しか問われない。

したがって、最終的には、それぞれの試験での問われ方に対応した練習問題で、十分に計算の練習を重ねる必要がある。特に総合問題を解くときには、何を作成しようとしているのかをしっかりと意識した上で解答していく心がけが必要となる。



もともと、学習者は簿記と財表の両方を受験するのであるから、共通項目について「理解をするための学習」をする段階では、特に簿記か財表かを意識する必要はなく、トレーニングの段階（問題集で計算の練習をする段階）であらためて両科目の違いを意識するようにすればよい。

テキスト上の学習では簿記と財表とで違いはなかったのに、問題集で問題を解くとなると、異なる視点からの問題が出てくることもある。特に簿記論は問題の種類が豊富にあるため、財表よりも問題の解き方に習熟するまでに時間がかかるかもしれない。簿記論では、問題の種類や形式が異なるごとに、それに応じた解き方や集計方法などを、問題を繰り返し解くことで身に付けていく必要がある。

3 必要な学習量について

簿財横断1年合格講座では、簿記論と財務諸表論の2科目を同時に約1年間学習し、同時に受験、同時に合格することを目標としている。

簿記論と財務諸表論を1年に1科目ずつ学習する場合に比べて、受講する講義時間数はかなり少なく済むが、自宅学習（復習）の時間数が2科目同時に学習することで半減するかのように誤解してはならない。

税理士試験は表面的には100点満点の60点以上で合格するとされているが、実際のところは必ずしもそうとは言えない。実質的にはいわゆる競争試験であり、合格率を毎年ほぼ一定の水準に保つため、合否のボーダーラインの点数を調整しているとみるのが通説である。

したがって、100人中20人以上が解答できる問題は自分でも解答できるようにしなければならぬし、逆に100人中ひとりも解答できない問題は、自分も解答できなくてよいわけである。

このことから、学習に必要な時間数は、全体に占める自分の順位次第ということが言える。

当面の間は、定期的実施されるテストで毎回80点以上を目標にしていきたい。その目標が達成できる程度の学習時間を確保するべきである。

1 - 4 財務諸表論の特徴

1 財務諸表

あらためて財務諸表（会社法上は計算書類という）とは、株主・債権者など企業外部の利害関係者に対して企業の財政状態と経営成績を報告するため、通常、年一回、会社の経営者によって作成される報告書のことをいう。

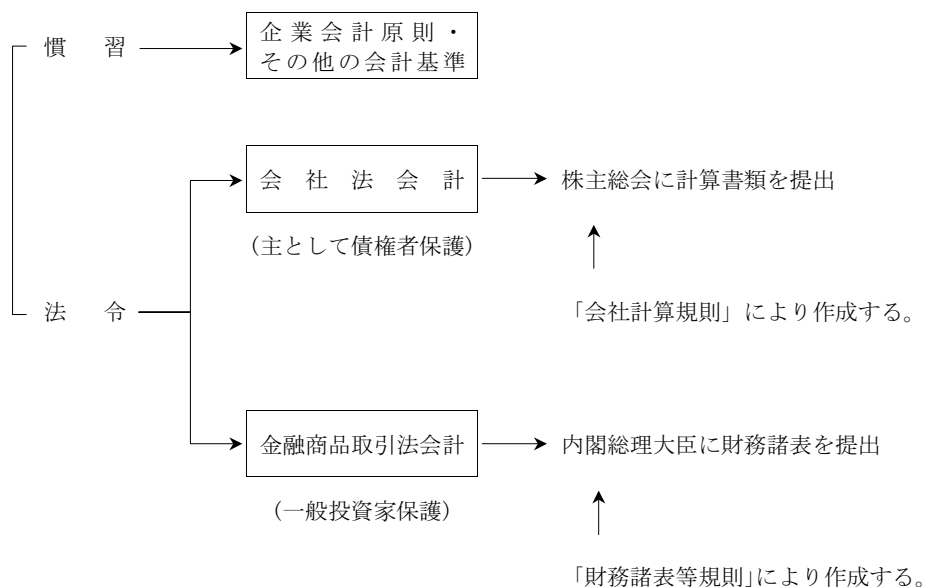
会社法においては、全ての株式会社は各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成し、これら（附属明細書を除く）を株主総会に提出し、株主の承認を受けなければならないとされている。

また、上記の会社のうち一定の会社については、金融商品取引法の適用も受けることとなり、この場合には、財務諸表を内閣総理大臣へも提出する必要がある。

なお、会社法における計算書類は会社計算規則に従って作成され、金融商品取引法における財務諸表は「財務諸表等規則」に従って作成されることになる。

税理士試験の財務諸表論では、このような計算書類（財務諸表）の具体的な作成が計算問題として、また、その背後にある会計上のものの考え方（会計理論）が理論問題として出題される。

（資料 1）制度会計の概要



(資料2) 会社法会計と金融商品取引法会計

	会 社 法 会 計	金 融 商 品 取 引 法 会 計
趣 旨	株主と債権者の利害関係の調整 債権者保護 株主保護	投資者保護
対 象	すべての会社	上場会社など
処 理	会社法の計算に関する規定 会社法施行規則 会社計算規則	企業会計原則及びその他の会計基準
表 示	会社計算規則	財務諸表等規則 連結財務諸表規則等
個別財務諸表の体系 個別計算書類等・	① 貸借対照表 ② 損益計算書 ③ 株主資本等変動計算書 ④ 個別注記表 ⑤ 事業報告(*) ⑥ 附属明細書(*)	① 貸借対照表 ② 損益計算書 ③ 株主資本等変動計算書 ④ キャッシュ・フロー計算書 ⑤ 附属明細表
開示方法	① 直接開示 (株主総会に提出) ② 間接開示 (本店等に備置し、株主・債権者に関覧) ③ 公告 (公告方法としては、官報、日刊新聞紙、電子公告がある。)	① 有価証券報告書 ② 四半期報告書 (内閣総理大臣に提出)

* 上記の体系において、会社法上の個別計算書類は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表だけであり、事業報告と附属明細書は計算書類には該当しないため、それを含めたものを計算書類等としている。

2 計算の出題内容

財務諸表論の計算問題は、「会社法」及び「会社計算規則」に基づいた貸借対照表・損益計算書の作成問題を中心に出题されている。その理由は次の二つの点に求めることができる。

第一に税理士が実際に関与する企業の多くが中小企業であり、経理の公開については、もっぱら会社法規定が適用されるためである。

第二に会社の法人税の申告書は、株主総会の承認を経て確定した計算書類を基礎にして、これに必要な税務調整を加えて作成されるが、株主総会に提出される計算書類は「会社法」及び「会社計算規則」に基づいて作成しなければならないためである。

したがって、「会社法」の計算規定と「会社計算規則」の重要な規定を正確に理解し、これらに基づく計算書類の作成技術（計算能力）を身につけなければならない。

なお、「会社法」と「会社計算規則」では、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・その他の企業会計の基準に従うものとしているため、企業会計審議会が定めた企業会計原則や企業会計基準委員会で定めた会計基準などに従わなければならない。したがって、これらに関する学習も併せて行わなければならない。

第2章 会社計算規則による計算書類

【この章で学ぶこと】

- 2-1 貸借対照表及び損益計算書の様式
- 2-2 個別注記表
- 2-3 重要項目の表示
- 2-4 流動・固定の分類基準
- 2-5 経過勘定項目

2-1 貸借対照表及び損益計算書の様式

学習項目

1. 貸借対照表の様式
2. 損益計算書の様式

1 貸借対照表の様式 (計規73条～76条)



1. 金額欄を1列で表示する場合 (勘定式)

貸 借 対 照 表

L株式会社

平成×年×月×日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流動資産	(×××)	I 流動負債	(×××)
現金及び預金	×××	支払手形	×××
受取手形	×××	買掛金	×××
売掛金	×××	短期借入金	×××
有価証券	×××	未払金	×××
商 品	×××	未払費用	×××
前 渡 金	×××	未払法人税等	×××
前払費用	×××	未払消費税等	×××
未収収益	×××	前受金	×××
繰延税金資産	×××	預り金	×××
貸倒引当金	△ ×××	II 固定負債	(×××)
II 固定資産	(×××)	社 債	×××
1 有形固定資産	(×××)	長期借入金	×××
建物	×××	退職給付引当金	×××
車両運搬具	×××	負債合計	×××
器具備品	×××	純 資 産 の 部	
土地	×××	I 株主資本	(×××)
減価償却累計額	△ ×××	1 資本金	×××
2 無形固定資産	(×××)	2 資本剰余金	(×××)
借地権	×××	(1) 資本準備金	×××
ソフトウェア	×××	(2) その他資本剰余金	×××
のれん	×××	3 利益剰余金	(×××)
3 投資その他の資産	(×××)	(1) 利益準備金	×××
投資有価証券	×××	(2) その他利益剰余金	(×××)
関係会社株式	×××	別途積立金	×××
長期貸付金	×××	繰越利益剰余金	×××
長期前払費用	×××	4 自己株式	△ ×××
繰延税金資産	×××	II 評価・換算差額等	(×××)
貸倒引当金	△ ×××	1 その他有価証券評価差額金	(△) ×××
III 繰延資産	(×××)	2 繰延ヘッジ損益	(△) ×××
株式交付費	×××	III 新株予約権	×××
社債発行費	×××	純資産合計	×××
資産合計	×××	負債及び純資産合計	×××

2. 金額欄を2列で表示する場合（勘定式）


貸借対照表

L株式会社

平成×年×月×日現在

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
資産の部			負債の部		
I 流動資産			I 流動負債		
現金及び預金		×××	支払手形		×××
受取手形	×××		買掛金		×××
貸倒引当金	△ ×××	×××	短期借入金		×××
売掛金	×××		未払金		×××
貸倒引当金	△ ×××	×××	未払費用		×××
有価証券		×××	未払法人税等		×××
商品		×××	未払消費税等		×××
前渡金		×××	前受金		×××
前払費用		×××	預り金		×××
未収収益		×××	流動負債合計		×××
繰延税金資産		×××	II 固定負債		
流動資産合計		×××	社債		×××
II 固定資産			長期借入金		×××
1 有形固定資産			退職給付引当金		×××
建物	×××		固定負債合計		×××
減価償却累計額	△ ×××	×××	負債合計		×××
車両運搬具	×××		純資産の部		
減価償却累計額	△ ×××	×××	I 株主資本		
器具備品	×××		1 資本金		×××
減価償却累計額	△ ×××	×××	2 資本剰余金		
土地		×××	(1) 資本準備金	×××	
有形固定資産合計		×××	(2) その他資本剰余金	×××	
2 無形固定資産			資本剰余金合計		×××
借地権		×××	3 利益剰余金		
ソフトウェア		×××	(1) 利益準備金	×××	
のれん		×××	(2) その他利益剰余金		
無形固定資産合計		×××	別途積立金	×××	
3 投資その他の資産			繰越利益剰余金	×××	
投資有価証券		×××	利益剰余金合計		×××
関係会社株式		×××	4 自己株式		△ ×××
長期貸付金	×××		株主資本合計		×××
貸倒引当金	△ ×××	×××	II 評価・換算差額等		
長期前払費用		×××	1 その他有価証券評価差額金		(△) ×××
繰延税金資産		×××	2 繰延ヘッジ損益		(△) ×××
投資その他の資産合計		×××	評価・換算差額等合計		(△) ×××
固定資産合計		×××	III 新株予約権		×××
III 繰延資産			純資産合計		×××
株式交付費		×××	負債及び純資産合計		×××
社債発行費		×××			
繰延資産合計		×××			
資産合計		×××			

 アドバイス

1. 貸借対照表の様式

貸借対照表の様式については、勘定式と報告式があり、勘定式については金額欄が1列の場合と2列の場合がある。本試験での出題形式は、勘定式による1列の場合がほとんどであるが、貸倒引当金や減価償却累計額を科目別に表示する場合は2列となる。また、過去の出題（財務諸表論）では、借方側が2列で貸方側が1列といった変則的な様式も見受けられる。

なお、報告式については後日学習する。

2. △(マイナス符号)を付す項目

自己株式の金額には必ず△を付すこと。また、その他有価証券評価差額金が借方の評価差額である場合、繰延ヘッジ損益が損失となる場合も△を付すこと。なお、その他利益剰余金又は繰越利益剰余金の金額が負の値となる場合には△を付すこととなる。

2 損益計算書の様式 (計規88条～94条)



損 益 計 算 書

自 平成×年×月×日

至 平成×年×月×日


L株式会社

(単位：千円)

科	目	金	額
I	売 上 高		×××
II	売 上 原 価		×××
	売 上 総 利 益		×××
III	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		×××
	営 業 利 益		×××
IV	営 業 外 収 益		
	受 取 利 息	×××	
	有 価 証 券 利 息	×××	×××
V	営 業 外 費 用		
	支 払 利 息	×××	
	社 債 利 息	×××	×××
	経 常 利 益		×××
VI	特 別 利 益		
	固 定 資 産 売 却 益	×××	
	投 資 有 価 証 券 売 却 益	×××	×××
VII	特 別 損 失		
	固 定 資 産 売 却 損	×××	
	減 損 損 失	×××	×××
	税 引 前 当 期 純 利 益*1		×××
	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		×××
	法 人 税 等 調 整 額		×××
	当 期 純 利 益*2		×××

* 1 税引前当期純損益の金額が零未満の場合は「税引前当期純損失」として表示する。

* 2 当期純損益の金額が零未満の場合は「当期純損失」として表示する。

 アドバイス

1. 会社計算規則による貸借対照表及び損益計算書

本試験の計算問題では、会社計算規則に基づく貸借対照表と損益計算書の作成問題が出題される。そのため、その様式と記載される重要項目についてテキストで学習していくことになる。

2. 営業費用の表示方法

損益計算書における営業費用の表示方法として次の2つの方法がある。

(1) 売上原価の内訳と販売費及び一般管理費の明細を表示する方法

損益計算書

I 売上高		×××
II 売上原価		×××
期首商品棚卸高	×××	
当期商品仕入高	×××	
合計	×××	
期末商品棚卸高	×××	×××
売上総利益		×××
III 販売費及び一般管理費		
給料手当	×××	
接待交際費	×××	
減価償却費	×××	
：	×××	×××
営業利益		×××

この方法は、会社法431条及び会社計算規則3条（公正なる会計慣行のしん酌規定）により、企業会計原則や財務諸表等規則をしん酌した表示方法である。

(2) 売上原価の内訳と販売費及び一般管理費の明細を表示しない方法

損益計算書

I 売上高		×××
II 売上原価		×××
売上総利益		×××
III 販売費及び一般管理費		×××
営業利益		×××

この方法は、「売上原価」と「販売費及び一般管理費」を営業費用を示す科目名と捉える方法であり、会社計算規則の規定に忠実な表示方法である。

2-2 個別注記表

学習項目

1. 個別注記表の記載事項
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
3. 貸借対照表に関する注記
4. 損益計算書に関する注記

1 個別注記表の記載事項 (計規98条)




個別注記表は、次の項目に区分表示される。

- ① 継続企業の前提に関する注記
- ② 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- ③ 会計方針の変更に関する注記
- ④ 表示方法の変更に関する注記
- ⑤ 会計上の見積りの変更に関する注記
- ⑥ 誤謬の訂正に関する注記
- ⑦ 貸借対照表に関する注記
- ⑧ 損益計算書に関する注記
- ⑨ 株主資本等変動計算書に関する注記
- ⑩ 税効果会計に関する注記
- ⑪ リースにより使用する固定資産に関する注記
- ⑫ 金融商品に関する注記
- ⑬ 賃貸等不動産に関する注記
- ⑭ 持分法損益等に関する注記
- ⑮ 関連当事者*¹との取引に関する注記
- ⑯ 1株当たり情報に関する注記
- ⑰ 重要な後発事象に関する注記
- ⑱ 連結配当規制適用会社*²に関する注記
- ⑲ その他の注記

* 1 関連当事者とは、ある当事者が他の当事者を支配しているか、他の当事者の財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有している場合の当事者等をいう。

* 2 連結配当規制適用会社とは、連結ベースで算出した剰余金の分配可能額が親会社単体ベースで算出した分配可能額より少ない場合に、連結ベースで算出した額を分配可能額とすることができる制度の適用を受ける会社をいう。

 アドバイス**1. 注記事項の意義**

注記事項とは、株主等の利害関係者の意思決定に役立たせるために、重要な事項について付された説明をいう。

2. 個別注記表

会社法では、財務諸表等規則に準じて、継続企業の前提に関する注記、関連当事者との取引に関する注記なども求められるため、このような貸借対照表、損益計算書といった計算書類の各構成物に関連するものではない注記も含め、注記事項を一括して表示する計算書類として個別注記表が必要とされる。

3. 表示の原則

計算書類の作成については、貸借対照表、損益計算書その他計算書類を構成するものごとに、1つの書面その他の資料として作成しなくてもよい(会社計算規則57条3項)。したがって、個別注記表を一つの書面として作成しないで、貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書の末尾に脚注方式で記載することも可能である。

2 重要な会計方針に係る事項に関する注記(計規101条)



[記載例]

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

市場価格のあるその他有価証券は時価法により評価している(評価差額の処理は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブは時価法により評価している。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品は先入先出法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)により評価している。

2 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物は定額法、器具備品は定率法を採用している。

② 無形固定資産

のれんは20年間で定額法により每期均等額の償却を行っている。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により回収不能見込額を計上している。

4 収益及び費用の計上基準

割賦販売の収益の認識は回収基準によっている。

5 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費は社債償還期間(×年)にわたり均等償却している。


(2) ヘッジ会計の処理方法

原則として繰延ヘッジ処理によっている。

(3) 消費税等の会計処理


消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

※ 日本経済団体連合会の経済法規委員会企画部会から公表されているひな型を参考にしている。

 アドバイス

会社計算規則では、重要な会計方針に係る事項に関する注記として、次の事項を掲げている。

- ① 資産の評価基準及び評価方法
- ② 固定資産の減価償却の方法
- ③ 引当金の計上基準
- ④ 収益及び費用の計上基準
- ⑤ その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
繰延資産の処理方法、ヘッジ会計の処理、消費税等の会計処理など。

 注意！

以下に示す注記事項については、既に適用が開始されている「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」においても詳細が定められており、これらについては別章にて後日学習する。

会計方針の変更に関する注記

表示方法の変更に関する注記

会計上の見積りの変更に関する注記

誤謬の訂正に関する注記

3 貸借対照表に関する注記(計規103条)



①	資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項 ① 資産が担保に供されていること。 ② ①の資産の内容及びその金額 ③ 担保に係る債務の金額
②	資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別又は区分ごと一括した引当金の金額
③	資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合における各資産の資産項目別又は一括した減価償却累計額
④	資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもって表示した場合における、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
⑤	保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務があるときは、当該債務の内容及び金額
⑥	関係会社に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は二以上の項目について一括した金額
⑦	取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額
⑧	取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額
⑨	当該株式会社の親会社株式の各表示区分別の金額（*）

（*） 親会社株式を保有している場合には、貸借対照表で関係会社株式の項目をもって別に表示するとともに、親会社株式の各表示区分別の金額を注記する。

※ 各注記の具体的な記載例は該当する各章でそれぞれ学習する。

4 損益計算書に関する注記(計規104条)



関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額

《具体例》

関係会社との取引高が次のとおりである場合の記載例を以下に示す。

親会社に対する売上高 10,000千円 子会社からの仕入高 6,000千円
 子会社からの受取配当金 200千円 親会社に対する支払利息 100千円
 関連会社に対する固定資産譲渡高 2,000千円
 当社を関連会社とする他の会社からの固定資産購入高 1,000千円

＜記載例＞その1

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社に対する売上高 10,000千円
 関係会社からの仕入高 6,000千円
 関係会社との営業取引以外の取引高 3,300千円

＜記載例＞その2

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高
 営業取引による取引高
 売上高 10,000千円
 仕入高 6,000千円
 営業取引以外の取引による取引高
 受取配当金 200千円
 支払利息 100千円
 固定資産譲渡高 2,000千円
 固定資産購入高 1,000千円

〔記載上の留意点〕

営業取引による取引高と営業取引以外の取引による取引高とは区分して記載する。規定上は「取引高の総額」を注記することとなるが、営業取引による取引高については売上高、仕入高等の内容に応じて区分して記載するのが一般的である。

営業取引以外の取引高には、受取利息、支払利息等の他に有価証券、固定資産等の資産譲渡取引及び資産購入取引に係る取引高が含まれる。この場合、取引高の注記であり、各損益の額を注記するのではないので注意する。例えば、関係会社に対して固定資産を2,000千円で売却し、200千円の売却益を計上した場合には、取引価額である2,000千円を注記することになる。なお、営業取引以外の取引高についても、内容に応じて区分して記載してもよい。

🐼 アドバイス

1. 関係会社

当該株式会社の親会社、子会社及び関連会社並びに当該株式会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。(計規2条3項22号)

2. 子会社

会社はその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。(会社法2条1項3号)

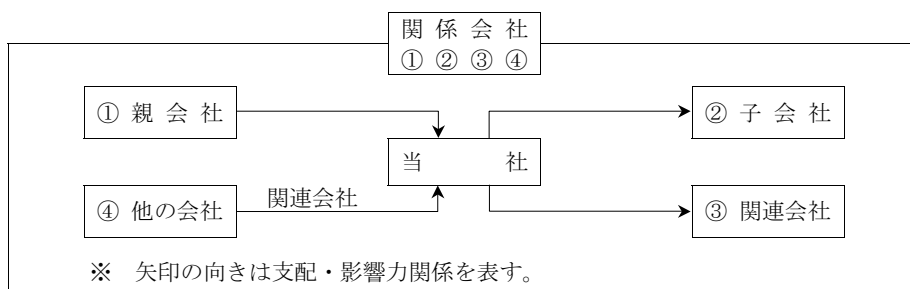
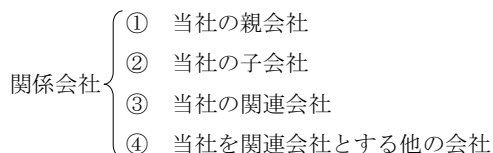
3. 親会社

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。(会社法2条1項4号)

4. 関連会社

会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社等(子会社を除く。)をいう。(計規2条3項18号)

〈関係会社概念〉



- ① 当社の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」
- ② 当社が「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」
- ③ 当社が「財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合」
- ④ 当社の「財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合」

「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（(1)及び(2)以外は学習上、重要性が乏しいため省略する。）をいう。（施行規則3条2項、3項）

- (1) 総株主の議決権の所有割合が100分の50超である場合
- (2) 総株主の議決権の所有割合が100分の40以上であって、一定の要件に該当する場合

「財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合」とは、次に掲げる場合（(1)及び(2)以外は学習上、重要性が乏しいため省略する。）をいう。（計規2条4項）

- (1) 総株主の議決権の所有割合が100分の20以上である場合
- (2) 総株主の議決権の所有割合が100分の15以上であって、一定の要件に該当する場合

※ 当面は、上記の各(1)（議決権の割合）だけで判定できればよい。

2-3 重要項目の表示

学習項目

1. 貸借対照表に関する重要項目の表示
2. 損益計算書に関する重要項目の表示

1 貸借対照表に関する重要項目の表示




1. 資産に関する重要項目の表示

試験（主に財表）でよく出る項目に限定しており、すべてを網羅するものではない(以下同じ)。

	項 目		表示科目	表示区分
現金 預金	現金、当座預金、通知預金、別段預金		現金及び預金	流動資産
	定期預金、定期積立金	1年以内	現金及び預金	流動資産
		1年超	長期性預金	投資その他の資産
	期限到来済公社債利札、配当金領収証		現金及び預金	流動資産
金 銭 債 権	商品・製品の販売による受取手形		受取手形	流動資産
	商品・製品の販売代金の未収額		売掛金	流動資産
	固定資産・有価証券の売却など による受取手形	1年以内	短期営業外受取手形	流動資産
		1年超	長期営業外受取手形	投資その他の資産
	通常の貸付金	1年以内	短期貸付金	流動資産
		1年超	長期貸付金	投資その他の資産
	固定資産・有価証券の売却代金 の未収額、期日到来済の受取利息 等の未収額など	1年以内	未収金	流動資産
		1年超	長期未収金	投資その他の資産
	会社更生法の適用・破産した 会社に対する債権	1年以内	破産更生債権等	流動資産
		1年超		投資その他の資産
有 価 証 券	売買目的有価証券		有価証券	流動資産
	満期保有目的債券	1年以内	有価証券	流動資産
	その他有価証券(債券)	1年超	投資有価証券	投資その他の資産
	子会社・関連会社株式		関係会社株式	投資その他の資産
	その他有価証券(株式)		投資有価証券	投資その他の資産
	持分会社に対する出資金		出資金	投資その他の資産
	子会社・関連会社である持分会社に対する出資金		関係会社出資金	投資その他の資産

棚卸資産	期末商品		商品	流動資産	
	期末製品		製品		
	期末材料		材料		
	期末仕掛品		仕掛品		
	期末の貯蔵品・消耗品		貯蔵品		
経過勘定	前払利息、前払保険料など	1年以内	前払費用	流動資産	
		1年超	長期前払費用	投資その他の資産	
	未収利息、未収地代など		未収収益	流動資産	
繰延税金	流動項目の将来減算一時差異に係る繰延税金資産		繰延税金資産	流動資産	
	固定項目の将来減算一時差異に係る繰延税金資産			投資その他の資産	
固定資産	建物附属設備(暖房、照明、通風など)		建物	有形固定資産	
	建設中の建物に係る支出額		建設仮勘定		
	遊休(休止)又は未稼働の機械装置		機械装置		
	投資目的で貸与している固定資産		投資不動産	投資その他の資産	
	土地・建物賃借のための権利金・保証金など	返還の定めのあるもの		敷金	投資その他の資産
		返還の定めのないもの	建物の場合	権利金	無形固定資産
土地の場合			借地権	無形固定資産	
商品・材料購入代金の前払額		前渡金	流動資産		
除却有形固定資産の処分価値		貯蔵品	流動資産		
差入保証金	1年以内	短期差入保証金	流動資産		
	1年超	長期差入保証金	投資その他の資産		

 アドバイス

1. 現金及び預金は、「現金預金」の科目で表示してもよい。
2. 短期営業外受取手形は、「短期〇〇売却受取手形」などと表示してもよい(長期も同じ)。
3. 貸倒懸念債権に該当するものは、通常の債権(受取手形や売掛金など)に含めて表示する。
4. 貸倒引当金、減価償却累計額を一括して控除する形式(一括間接控除方式)で表示する場合には、金額に△を付して該当区分の末尾に表示する。

2. 負債に関する重要項目の表示

	項 目	表示科目	表示区分	
金 銭 債 務	商品・材料の購入代金の未払額	買掛金	流動負債	
	商品・材料の購入支払手形	支払手形	流動負債	
	固定資産・有価証券の購入などによる支払手形	1年以内	短期営業外支払手形	流動負債
		1年超	長期営業外支払手形	固定負債
	通常の借入金	1年以内 (一括返済)	短期借入金	流動負債
		1年以内 (分割返済)	1年以内返済長期借入金 ※「短期借入金」に含める場合もある	流動負債
		1年超	長期借入金	固定負債
	手形借入金	1年以内	短期借入金	流動負債
		1年超	長期借入金	固定負債
	当座借越		短期借入金	流動負債
	固定資産、有価証券購入代金の未払額、期日到来済の支払利息等の未払額	1年以内	未払金	流動負債
		1年超	長期未払金	固定負債
消費税等の確定納付額		未払消費税等	流動負債	
法人税等の確定納付額		未払法人税等	流動負債	
商品販売代金の前受額		前受金	流動負債	
預り金	1年以内	預り金	流動負債	
	1年超	長期預り金	固定負債	
経過勘定	前受利息、前受地代など	前受収益	流動負債	
	未払地代、未払利息など	未払費用		
繰延税金	流動項目の将来加算一時差異に係る繰延税金負債	繰延税金負債	流動負債	
	固定項目の将来加算一時差異に係る繰延税金負債		固定負債	
賞与のための引当金	従業員に対するもの	賞与引当金	流動負債	
	役員に対するもの	役員賞与引当金		
退職給付のための引当金	従業員に対するもの	退職給付引当金	固定負債	
	役員に対するもの	役員退職慰労引当金		
社 債	償還日1年以内	1年以内償還社債	流動負債	
	償還日1年超	社債	固定負債	

アドバイス

1. 短期営業外支払手形は、「短期〇〇購入支払手形」などと表示してもよい(長期も同じ)。
2. 1年以内返済長期借入金は「1年以内返済予定の長期借入金」、1年以内償還社債は「1年以内償還予定の社債」などと表示してもよい。

3. 純資産に関する重要項目の表示

項 目	表示科目	表示区分	
株式の払込額	資本金	株 主 資 本	株主資本の最初
申込期日経過後で払込期日前の新株式申込証拠金	新株式申込証拠金		資本金の次
株主の払込額のうち資本金としなかった額等	資本準備金		資本剰余金
資本金減少差益、資本準備金減少差益	その他資本剰余金		資本剰余金
自己株式を処分した場合の処分差益			
その他利益剰余金を配当財源として積み立てられた額等	利益準備金		利益剰余金
株主総会等により設定される積立金	〇〇(具体的名称)積立金		利益剰余金・ その他利益剰余金
当期純利益と前期繰越利益剰余金残高の合計額	繰越利益剰余金		
期末に保有している自己株式	自己株式		自己株式
その他有価証券の時価評価による評価差額	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等	

※ 純資産の部の項目の詳細については、後日学習する。

アドバイス

1. 自己株式は金額に△を付して表示する。
2. 評価差損であるその他有価証券評価差額金は、金額に△を付して表示する。

2 損益計算書に関する重要項目の表示



1. 売上高、売上原価に関する重要項目の表示

試験（主に財表）でよく出る項目に限定しており、すべてを網羅するものではない(以下同じ)。


項 目	表示科目	表示区分
商品・製品の売上高	売上高	売上高
売上値引、売上戻り、売上割戻	売上高から控除	
期首の繰越商品	期首商品棚卸高	
期首の製品	期首製品棚卸高	売上原価
商品の仕入	当期商品仕入高	
仕入値引、仕入戻り、仕入割戻	仕入高から控除	
見本品費など他勘定への商品の振替高	〇〇(他勘定の名称)振替高	
当期の完成品原価	当期製品製造原価	
期末の商品	期末商品棚卸高	
期末の製品	期末製品棚卸高	

アドバイス

商品の他勘定への振替高は、「他勘定振替高」と表示してもよい。
振替の相手科目を明示して表示してもよい(例：見本品費振替高)。

2. 販売費及び一般管理費に関する重要項目の表示


項 目	表示科目	表示区分
従業員に対する給料	給料手当	販売費及び一般管理費
従業員に対する賞与引当金繰入額	賞与引当金繰入額	
従業員に対する退職給付費用	退職給付費用	
役員に対する報酬	役員報酬	
役員に対する賞与引当金繰入額	役員賞与引当金繰入額	
役員に対する退職慰労引当金繰入額	役員退職慰労引当金繰入額	
受取手形・売掛金に対する貸倒引当金繰入額	貸倒引当金繰入額	
当期の受取手形・売掛金の貸倒額	貸倒損失	
営業活動に使用する有形固定資産の減価償却費	減価償却費	
研究開発に係る支出額	研究開発費	
無形固定資産の償却額	〇〇(具体的名称)償却	
見本に供した商品・製品	見本品費	
保険料の支払高	保険料	
福利厚生支出額	福利厚生費	
通信の支出額	通信費	
旅費交通費の支払高	旅費交通費	
固定資産税等の税金	租税公課	
その他の諸費用	雑費	

 アドバイス

1. 通常、役員退職慰労金は特別損失に、役員退職慰労引当金繰入額は販売費及び一般管理費に表示する。
2. 受取手形、売掛金に含まれる貸倒懸念債権に対する貸倒引当金繰入額は、通常、販売費及び一般管理費に表示する。

3. 営業外収益、営業外費用に関する重要項目の表示

項 目	表示科目	表示区分
貸付金に係る利息	受取利息	営業外収益
保有社債その他の債券に係る利息	有価証券利息	
売買目的有価証券の時価評価による評価差額(純額で評価益となった場合)	有価証券評価益	
外貨建項目の換算により生じた為替差損益(純額で為替差益となった場合)	為替差益	
買掛金の早期決済による割引	仕入割引	
その他の諸収益	雑収入	
借入金に係る利息	支払利息	営業外費用
発行社債に係る利息	社債利息	
売掛金の早期決済による割引額	売上割引	
投資目的で貸与する有形固定資産の減価償却費	投資不動産減価償却費(減価償却費)	
貸付金・未収金に対する貸倒引当金繰入額	貸倒引当金繰入額	
当期営業外債権に対する貸倒額	貸倒損失	
遊休(休止)している有形固定資産の減価償却費	遊休(休止)固定資産減価償却費(減価償却費)	
売買目的有価証券の時価評価による評価差額(純額で評価損となった場合)	有価証券評価損	
部分純資産直入法によるその他有価証券の評価損	投資有価証券評価損	
外貨建項目の換算により生じた為替差損益(純額で為替差損となった場合)	為替差損	
手形を割引した場合の割引料及び保証債務費用相当額	手形売却損	
その他の諸費用	雑損失	

 アドバイス

1. 未稼働の固定資産については減価償却は行わない。
2. 手形を割引した場合の保証債務費用については、手形売却損に含めずに「保証債務費用」として表示してもよい。

4. 特別利益、特別損失に関する重要項目の表示

項 目		表示科目	表示区分	
固定資産の売却により生じた利益		固定資産売却益	特別利益	
投資有価証券の売却により生じた利益		投資有価証券売却益		
債務を免除された額		債務免除益		
資産を無償で取得した場合		〇〇(資産の名称)受贈益		
固定資産の売却により生じた損失		固定資産売却損	特別損失	
投資有価証券の売却により生じた損失		投資有価証券売却損		
役員に対する退職慰労金		役員退職慰労金		
固定資産の減損による損失		減損損失		
火災による損失		火災損失		
盗難による損失		盗難損失		
損害の賠償額		損害賠償金		
損害補償に対する引当金繰入額		損害補償損失引当金繰入額		
債務の保証に対する引当金繰入額		債務保証損失引当金繰入額		
減損処理による評価損	子会社・関連会社株式	関係会社株式評価損		
	その他有価証券	投資有価証券評価損		
	出資金	子会社・関連会社		関係会社出資金評価損
		その他の会社		出資金評価損

5. 法人税等の表示

項 目	表示科目	表示区分
当期法人税等(年税額)	法人税、住民税及び事業税	税引前当期純利益の次
過年度法人税等納付額の還付	過年度法人税等還付税額	当期法人税等の次
過年度法人税等納付額の追徴	過年度法人税等追徴税額	当期法人税等の次
税効果会計の適用による法人税等の調整額	法人税等調整額	還付税額・追徴税額の次

アドバイス

配列の順序は、法人税、住民税及び事業税の次に、過年度法人税等還付税額（又は追徴税額）を表示し、その次に法人税等調整額を表示する。

2-4 流動・固定の分類基準

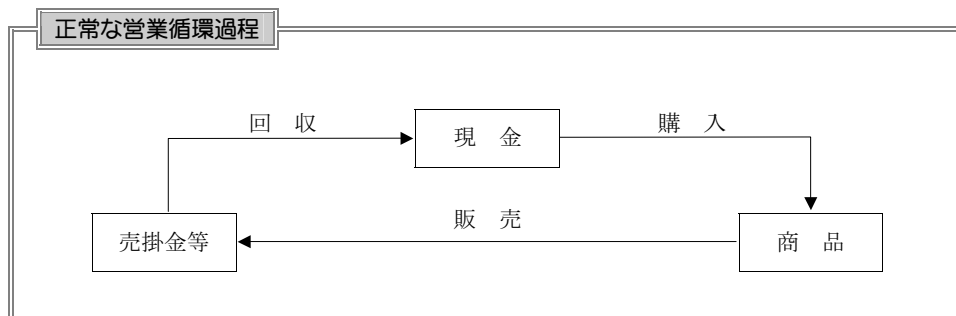
学習項目

1. 正常営業循環基準
2. 1年基準（ワン・イヤー・ルール）
3. 具体的項目の流動・固定の分類

1 正常営業循環基準

簿B財A

正常営業循環基準とは、企業の正常な営業循環過程を構成する資産・負債は、期間の長短にかかわらず、すべて流動資産・流動負債とする基準をいう。



2 1年基準（ワン・イヤー・ルール）

簿B財A

1年基準とは、貸借対照表日（＝決算日）の翌日から起算して1年以内に入金又は支払の期限が到来するものを流動資産・流動負債とし、1年を超えて同期限の到来するものを固定資産・固定負債とする基準をいう。

分類	具体的な期間	
貸借対照表日（＝決算日） の翌日から起算して	1年以内	翌年度の期首から決算日まで
	1年超	翌々年度の期首以降

3 具体的項目の流動・固定の分類



種 類	分類基準	内 容		表示区分
営業取引 による 債権・債務	正常営業 循環基準	受取手形、売掛金、前渡金（前払金）等		流 動 資 産
		支払手形、買掛金、前受金等		流 動 負 債
	1年基準	破産更生債権等	1年以内に期限到来	流 動 資 産
			1年を超えて期限到来	投資その他の資産
営業取引 以外による 債権・債務	1年基準	貸付金、差入保証金、 未収金等	1年以内に期限到来	流 動 資 産
			1年を超えて期限到来	投資その他の資産
		借入金、預り保証金、 未払金等	1年以内に期限到来	流 動 負 債
			1年を超えて期限到来	固 定 負 債
現金及び預金	1年基準	現金、当座預金、普通預金等		流 動 資 産
		定期預金、積立預金 等	1年以内に期限到来	流 動 資 産
			1年を超えて期限到来	投資その他の資産
有 価 証 券		売買目的有価証券		流 動 資 産
		関係会社の株式*、出資金、関係会社の出資金		投資その他の資産
		債 券	1年以内に期限到来	流 動 資 産
			1年を超えて期限到来	投資その他の資産
		投資有価証券 [上記以外]		投資その他の資産
自己株式		株 主 資 本		
経過勘定項目	1年基準	前払費用	1年以内に費用化	流 動 資 産
			1年を超えて費用化	投資その他の資産
		未収収益		流 動 資 産
未払費用・前受収益		流 動 負 債		
棚 卸 資 産	正常営業 循環基準	商品、製品、原材料、仕掛品 等 (恒常在庫品、余剰品を含む)		流 動 資 産
固 定 資 産		有形固定資産（建物、車両運搬具、備品等） 上記のうち残存耐用年数1年以下のものを含む。		有 形 固 定 資 産
		無形固定資産（のれん、特許権、商標権等） 上記のうち残存有効年数1年以下のものを含む。		無 形 固 定 資 産

* 親会社の株式は除く。なお、親会社株式の取扱いについては後日学習する。

2-5 経過勘定項目

学習項目

1. 経過勘定項目の種類
2. 経過勘定項目の処理（仕訳）
3. 貸借対照表の表示

1 経過勘定項目の種類

簿A 財A

		役務の提供	対価の支払	種類
一定の契約に従い、 継続して役務の提供を	受ける場合	×	○	前払費用
		○	×	未払費用
	行う場合	×	○	前受収益
		○	×	未収収益

(1) 前払費用

前払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。

(2) 未払費用

未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、すでに提供された役務に対していまだその対価の支払が終らないものをいう。

(3) 前受収益

前受収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務に対し支払を受けた対価をいう。

(4) 未収収益

未収収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、すでに提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものをいう。

2 経過勘定項目の処理（仕訳）



(1) 見越

費用の見越（例：営業費）

(借) 営	業	費	×××	(貸) 未	払	営	業	費	×××
									—未払費用—

収益の見越（例：受取利息）

(借) 未	収	利	息	×××	(貸) 受	取	利	息	×××
									—未収収益—

(2) 繰延

費用の繰延（例：営業費）

(借) 前	払	営	業	費	×××	(貸) 営	業	費	×××
									—前払費用—

収益の繰延（例：受取利息）

(借) 受	取	利	息	×××	(貸) 前	受	利	息	×××
									—前受収益—

(3) 再振替仕訳

翌期首に再振替仕訳（上記各仕訳の貸借反対仕訳）を行う。

アドバイス

帳簿上では、前払利息や前払地代というように具体的な科目に区別して処理する場合も多い。したがって、簿記論では、一括する場合もあれば区別する場合もあり、問題や答案用紙の指示に従って解答することになる。

また、貸借対照表上は、それらをまとめて「表示科目」を用いて表示することになる。

3 貸借対照表の表示



種類	分類	表示科目	表示区分
前払費用	1年以内に費用化	前払費用	流動資産
	1年を超えて費用化	長期前払費用	投資その他の資産
未収収益	/	未収収益	流動資産
未払費用		未払費用	流動負債
前受収益		前受収益	

アドバイス

前払費用は一年基準により流動・固定に分類される。なお、特定の取引に係る前受収益は、長期として固定負債に計上される場合もある（後日学習）。

損益の見越・繰延

費用の見越：翌期に支払う金額の一部を、当期に費用計上

当 期		翌 期	
費用	80		現金 120
		費用	40
(費用) 80 (未払費用) 80		(未払費用) 80 (費用) 80 ←再振替	
		(費用) 120 (現金) 120	

収益の見越：翌期に受取る金額の一部を、当期に収益計上

当 期		翌 期	
	収益	現金	120
	80		収益
			40
(未収収益) 80 (収益) 80		(収益) 80 (未収収益) 80 ←再振替	
		(現金) 120 (収益) 120	

費用の繰延：当期に支払う金額の一部を、翌期に費用計上

当 期		翌 期	
費用	80	費用	40
	現金 120		
(費用) 120 (現金) 120		(費用) 40 (前払費用) 40 ←再振替	
(前払費用) 40 (費用) 40			

収益の繰延：当期に受取る金額の一部を、翌期に収益計上

当 期		翌 期	
現金	120		収益
	収益		40
	80		
(現金) 120 (収益) 120		(前受収益) 40 (収益) 40 ←再振替	
(収益) 40 (前受収益) 40			

(注) 上記の通り、再振替仕訳は必ず行わなければならない。

【例題1】経過勘定項目



下記の資料に基づき当期の貸借対照表及び損益計算書に計上される表示科目・表示区分・金額を答えなさい（当期の会計期間：平成×1年4月1日～平成×2年3月31日）。

【資料】

- (1) 平成×1年10月1日に火災保険に加入し、2年分の保険料3,600千円を現金で支払った。
- (2) 毎年7月1日に1年分の地代を現金で支払っている。なお、決算整理前残高試算表における支払地代は1,800千円であり、地代の支払額は前期、当期とも同額である。

《解答》（単位：千円）

〔貸借対照表〕

表示科目	表示区分	金額
前払費用	流動資産	2,160
長期前払費用	投資その他の資産	900

〔損益計算書〕

表示科目	表示区分	金額
保険料	販売費及び一般管理費	900
支払地代	販売費及び一般管理費	1,440

《解説》（単位：千円）

(1) 火災保険料

$$\text{当期保険料} : 3,600 \times \frac{6\text{カ月}}{24\text{カ月}} = 900$$

$$\text{前払保険料} : 3,600 \times \frac{12\text{カ月}}{24\text{カ月}} = 1,800$$

$$\text{長期前払保険料} : 3,600 \times \frac{6\text{カ月}}{24\text{カ月}} = 900$$

(2) 支払地代

$$\text{当期支払地代} : 1,800 \times \frac{12\text{カ月}}{15\text{カ月}} = 1,440$$

$$\text{前払支払地代} : 1,800 \times \frac{3\text{カ月}}{15\text{カ月}} = 360$$

支払地代

H×1.4.1 再振替仕訳(3か月分)	} 計15か月分 : 1,800
H×1.7.1 1年分支払	

第3章 簿記一巡の取引

【この章で学ぶこと】

- 3-1 簿記一巡の流れ
- 3-2 帳簿組織の概要
- 3-3 単一仕訳帳制度

3 - 1 簿記一巡の流れ

学習項目

1. 簿記一巡の流れ
2. 開始手続
3. 期中手続
4. 決算手続

1 簿記一巡の流れ

簿A 財C

1. 開始手続

- | | | |
|------------------|---|----------|
| (1) 開始記入（前期繰越記入） | } | → 帳簿上の手続 |
| (2) 再振替記入（再修正記入） | | |



2. 期中手続

→ 帳簿上の手続



3. 決算手続

(1) 決算予備手続

- | | | |
|----------------------|---|----------|
| ① 試算表の作成 | } | → 帳簿外の手続 |
| ② 棚卸表の作成（決算整理事項の一覧表） | | |

(2) 決算本手続

- | | | |
|--------------------|---|----------|
| ① 決算整理記入 | } | → 帳簿上の手続 |
| ② 決算振替記入 | | |
| (a) 損益振替記入 | | |
| (b) 資本振替記入 | | |
| (c) 残高振替記入（次期繰越記入） | | |
| ③ 帳簿の締切 | | |

(3) 決算報告手続

- | | | |
|---------------|---|----------|
| ① 損益計算書の作成 | } | → 帳簿外の手続 |
| ② 貸借対照表の作成 など | | |

2 開始手続



開始手続とは、会計期間の始めに行われる手続をいい、**開始記入**と**再振替記入**からなる。

1. 開始記入

開始記入とは、前期から繰越された資産・負債・資本を当期に引継ぐための手続をいう。

(1) 開始仕訳（純粋大陸式の場合。詳細は後述。）

(借) 資産の諸勘定	×××	(貸) 開始残高	×××
(借) 開始残高	×××	(貸) 負債の諸勘定	×××
		資本の諸勘定	×××

(2) 勘定記入面

諸 資 産	諸 負 債
開始残高 ×××	開始残高 ×××
	諸 資 本
	開始残高 ×××
	開 始 残 高
諸 負 債 ×××	諸 資 産 ×××
諸 資 本 ×××	/
×××	←同額→ ×××

2. 再振替記入（期首再振替仕訳）

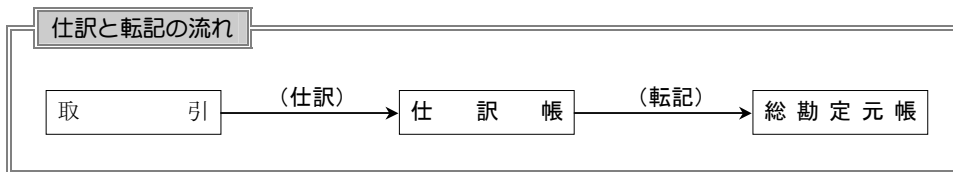
再振替記入とは、前期末の決算整理記入において収益・費用の見越・繰延によって経過勘定（前払費用、未収収益、未払費用、前受収益）に振替えられた資産・負債項目を、経過勘定から再び収益・費用項目に振戻す手続をいう。

(借) 営 業 費	×××	(貸) 前 払 営 業 費	×××
(借) 受 取 家 賃	×××	(貸) 未 収 家 賃	×××
(借) 未 払 利 息	×××	(貸) 支 払 利 息	×××
(借) 前 受 利 息	×××	(貸) 受 取 利 息	×××

3 期中手続



期中手続とは、期中に発生した取引を仕訳帳に仕訳し、それを総勘定元帳に転記する手続をいう。



<仕訳帳および総勘定元帳の記入例>

取引：2月10日、商品67,000を掛で仕入れた。

仕 訳 帳					1
日	付	摘 要	元丁	借 方	貸 方
2	10	(仕 入)	13	67,000	
		(買 掛 金)	7		67,000
		商品67,000を掛で仕入れた			

総 勘 定 元 帳

買 掛 金					7
日	付	摘 要	仕丁	借 方	貸 方
2	10	仕 入	1		67,000

仕 入					13
日	付	摘 要	仕丁	借 方	貸 方
2	10	買 掛 金	1	67,000	

ワンポイント

学習上、次のような簡略化された形式（T字勘定）も、よく用いられる。

仕 入		買 掛 金	
2/10	買掛金 67,000	2/10	仕 入 67,000

4 決算手続



1. 決算（手続）の意義

決算（手続）とは、一会計期間末において、期中に記録された仕訳帳、総勘定元帳等のすべての帳簿を締切り、外部に報告する計算書類等を作成する手続をいう。

なお、これから先は元帳から財務諸表を作成することを前提とした決算手続の流れを説明する。

2. 決算手続の内容

決算手続は、(1) 決算予備手続、(2) 決算本手続、(3) 決算報告手続という3つの手続からなる。

(1) 決算予備手続

決算予備手続とは、本手続に先立って行われる一連の準備作業をいい、次の2つからなる。

① 試算表の作成

(a) 意義

試算表とは、総勘定元帳の各勘定口座の合計額や残高を集計して作成した一覧表をいう。

※ 試算表を作成する主な目的

- (i) 仕訳帳から総勘定元帳への転記が正しく行われているかどうかを検証すること（転記の正確性の検証）。
- (ii) 精算表の作成などを行うための表として用いること。

(b) 種類

(i) 合計試算表

合計試算表とは、総勘定元帳の各勘定口座の借方合計および貸方合計を集計して作成する試算表をいう。なお、合計試算表における貸借の合計額は必ず一致する。

(ii) 残高試算表

残高試算表とは、総勘定元帳の各勘定口座の借方残高または貸方残高を集計して作成する試算表をいう。貸借合計は当然一致する。

(iii) 合計残高試算表

合計残高試算表とは、合計試算表と残高試算表を合わせた試算表をいう。

合計残高試算表

借方残高	借方合計	勘定科目	貸方合計	貸方残高
×××	×××	○ ○ ○ ○	×××	

② 棚卸表の作成

棚卸表とは、決算整理を必要とする諸事項を一覧表にしたものをいう。

(2) 決算本手続

決算本手続は、① 決算整理記入、② 決算振替記入、③ 帳簿の締切、の3つからなる。

① 決算整理記入

決算整理記入とは、棚卸表に基づき、当期に属する収益・費用を計算確定するとともに次期へ繰越す資産・負債を計算確定するための手続をいう。

※ 決算整理事項の具体例

- ・商品棚卸高の整理（売上原価の算定等）
- ・商品評価損の計上
- ・有価証券の評価替
- ・各種引当金の設定
- ・固定資産の減価償却
- ・繰延資産の償却
- ・収益・費用の見越・繰延 など

② 決算振替記入

決算振替記入は、帳簿を締切り、損益計算書および貸借対照表の金額を明示する手続をいい、次の3つからなる。

(a) 損益振替記入

収益・費用に属する勘定の残高を損益勘定に振替える手続をいう。

この手続により、**損益勘定**の貸借差額により、当期純損益が明らかとなる。

(b) 資本振替記入

損益勘定で算出した純損益を**繰越利益剰余金勘定**（個人企業の場合は**資本金勘定**）へ振替える手続をいう。

この手続により、損益勘定の貸借が一致し、当期の経営成績が明示されるとともに元帳を締切ることができる。

(c) 残高振替記入（大陸式の場合）

資産・負債・資本に属する勘定を**決算残高勘定**（または閉鎖残高勘定、残高勘定）に振替える手続をいう。

この手続により、決算残高勘定の貸借が一致し、期末の財政状態が元帳上明示されるとともに、元帳を締切ることができる。（英米式の場合、残高振替記入は省略され、総勘定元帳に次期繰越記入のみを行う）

③ 帳簿の締切

仕訳帳、総勘定元帳および補助簿を締切するための手続である。

<決算振替>

損益振替仕訳

(借) 収益の諸勘定	×××	(貸) 損益	×××
(借) 損益	×××	(貸) 費用の諸勘定	×××

資本振替仕訳

株式会社の場合（純利益の計上）

(借) 損益	×××	(貸) 繰越利益剰余金	×××
--------	-----	-------------	-----

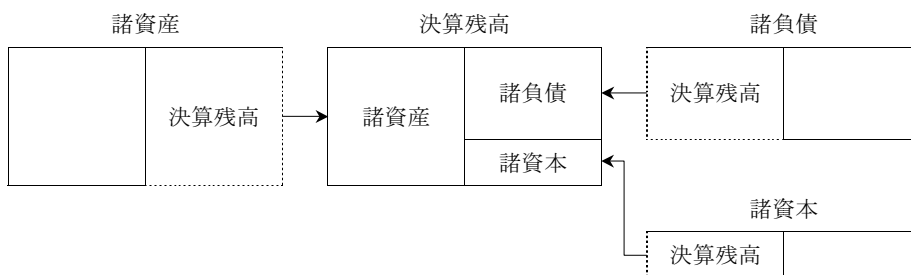
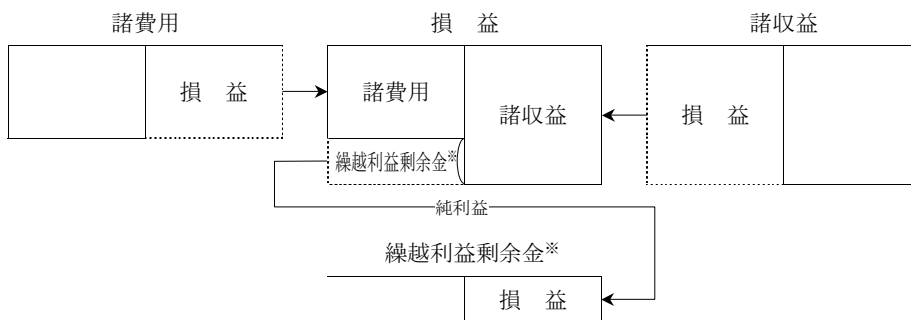
個人企業の場合（純利益の計上）

(借) 損益	×××	(貸) 資本金	×××
--------	-----	---------	-----

(注) いずれも、純損失の場合は、上記の貸借反対仕訳となる。

残高振替仕訳（大陸式の場合）

(借) 決算残高	×××	(貸) 資産の諸勘定	×××
(借) 負債の諸勘定	×××	(貸) 決算残高	×××
資本の諸勘定	×××		



LEC れっく 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2011 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

HU12009